

建設リサイクル法に係る届出に必要な書類について

(1) 届出書

着工前に届出内容に変更があった場合は変更届出書。(変更箇所の口欄には「レ」を付けてください。

(2) 別表1～3

工事の種類によっていずれか1種類を添付。

別表1：建築物に係る解体工事

別表2：建築物にかかる新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

別表3：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

(3) 案内図（任意様式）

工事現場がわかるもの。

(4) 設計図又は写真（任意様式）

建築物等の概要を把握できるもの

(5) 工程表（任意様式）

届出書に記載できない場合に添付。

(6) 建設業許可書又は解体工事業登録通知書の写し

(7) 委任状（任意様式）

対象工事の発注者が届け出される場合には必要ありません。発注者以外の方が届出等の手続きを行う場合に必要です。

※留意点

- ①A4サイズに揃えて（A4サイズより大きい場合はA4サイズに折りたたむ）ください。
- ②届出部数は1部で結構です。
- ③控えが必要な場合は、届出書を2部提出してください。